

事務連絡  
令和8年4月8日

区長各位

伊豆の国市長  
(建設課)

地区清掃等に伴う土砂等の処理について

日頃から市土木行政に対し、御理解と御協力を賜りありがとうございます。  
この度、地区清掃等の実施に伴う土砂と草の処理方法及び残土置場利用申請  
について、下記により取りまとめましたので、よろしく願いいたします。

記

1 土砂及び草の搬入場所について

- (1) 葦山残土置場【葦山多田 362 番地(旧葦山庁舎北側)／位置図参照】
- (2) 搬入場所の門の鍵の借用及び返却について

① 鍵の受渡し場所

伊豆の国市役所建設課（伊豆長岡庁舎別館2階）（長岡 184-2）

葦山支所市民課窓口（葦山農村環境改善センター内）（四日町 210-3）

② 鍵の受渡し時間

原則 平日午前8時30分から午後5時15分まで

※時間外(土日)の受渡しをご希望の場合は、申請する際に御相談ください。  
(時間外の鍵の受渡しは葦山支所市民課窓口のみ対応します。)

2 土砂及び草の搬入について

- (1) 搬入できるもの

地区清掃等で発生した土砂と草のみ

- (2) 搬入できないもの

ごみ(粗大ごみ、空き缶、ペットボトル、生木、灰及び炭等)

3 残土置場利用申請について

- (1) 申請書類 葦山残土置場利用申請書（別紙 様式1）

※ご利用日の5日前までに申請をお願いいたします。

次項に続く

- (2) 申請書提出先 ・伊豆の国市役所建設課  
・韮山支所市民課窓口（韮山農村環境改善センター内）  
・大仁庁舎市民課窓口
- (3) 提出方法 直接持参、メール、又はFAXにより申請してください。

#### 4 その他

(1) 複数地区が同時利用する際の対応について

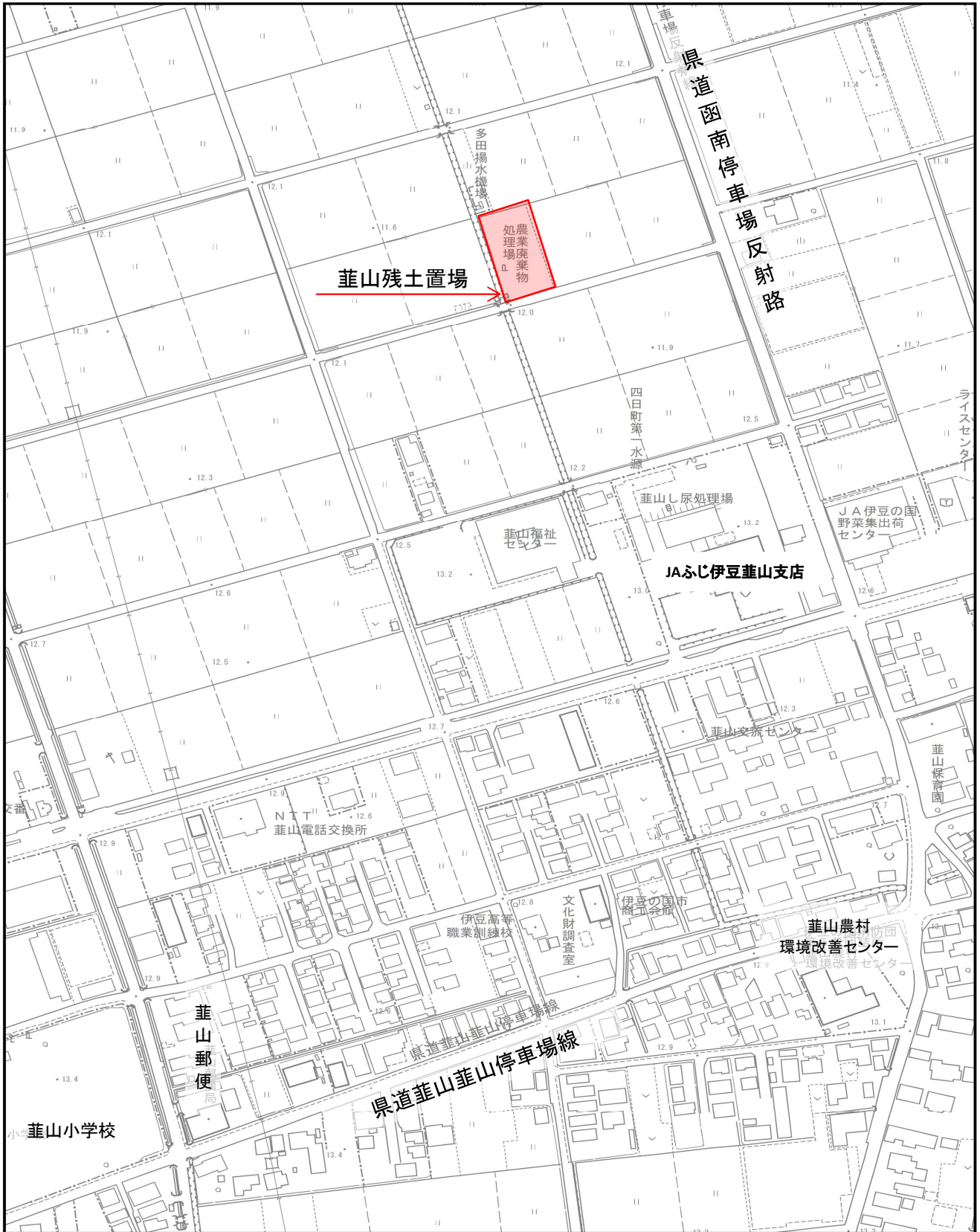
鍵の本数に限りがあるため、複数地区が同時に仮置場を利用することが見込まれる際は市職員により開錠・施錠する場合があります。その際は鍵の受渡し不要の御連絡をしますので、申請書へ連絡先を必ず記入してください。

(2) どんど焼き対応について

どんど焼きにより発生したごみ（灰及び炭等）は搬入できません。一般ごみとして市の分別ルールに従って処分してください。なお、どんど焼き実施のため行った草刈りによる草は搬入可能です。

担 当	都市整備部 建設課 (伊豆長岡庁舎別館 2階)
電 話	055-948-2908
F A X	055-948-1468
E-mail	<a href="mailto:kensetu@city.izunokuni.shizuoka.jp">kensetu@city.izunokuni.shizuoka.jp</a>

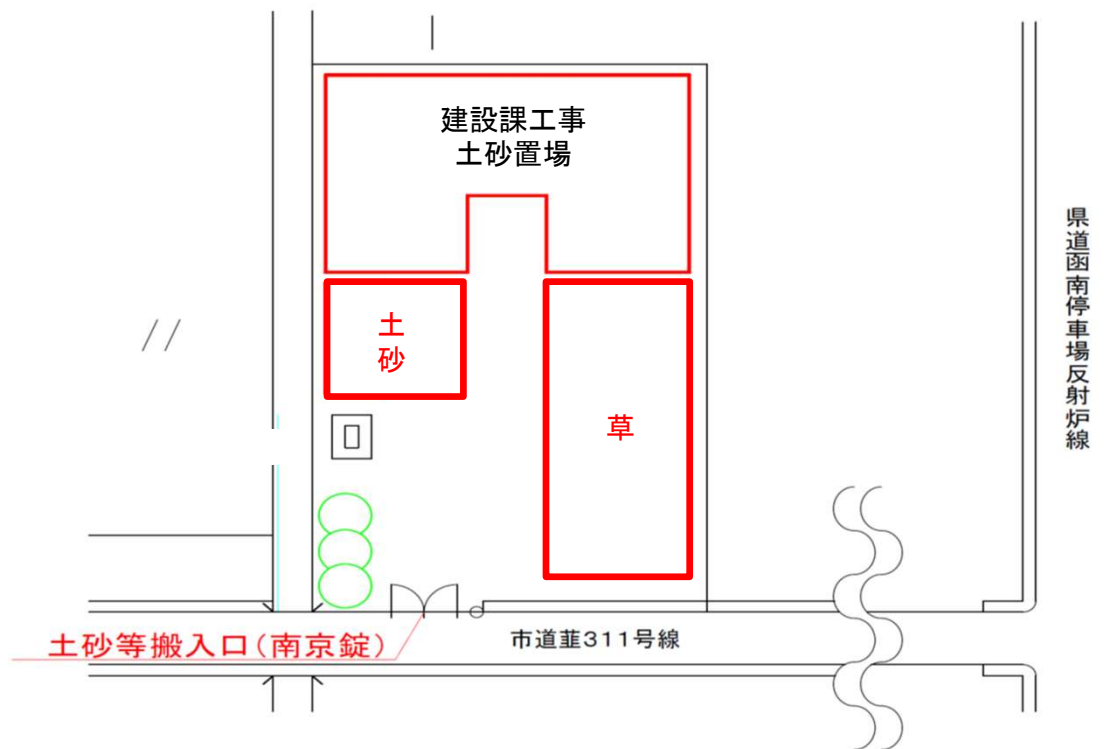
# 位置図



# 葦山残土置場利用フローチャート

1 残土置場利用日程の決定	○搬入予定時刻も予め決めておいて下さい
2 建設課へ申請書の提出 審査	○ご利用日の5日前までに申請をお願いいたします
3 申請書の受付と利用許可書の発行	○門扉の鍵の受取及び返却時間についてお知らせ下さい
4 門扉の鍵の受取り	○お約束した日時に鍵を受取って下さい
5 残土置場の利用	○許可書に記載された許可条件等に従ってご利用下さい
6 門扉の鍵の返却（完了）	○お約束した日時に鍵を返却して下さい

## 葦山残土置場 配置図



※ゴミ(粗大ごみ、空缶、ペットボトル、生木等)は受け入れできません。